

別表第 8

育児・介護 規程の規定	適用する規定
第 3 条	<p>第三条 有期雇用教職員は、当該有期雇用教職員の 1 歳に満たない子を養育するために、大学に申し出ることにより、当該子が 1 歳に達する日まで育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない(任期又は期間を付して雇用される者が育児休業をしている場合において、その任期又は期間の終了後、任期又は期間の更新に伴い、その初日から引き続き申し出る場合を除く。)</p> <p>2 前項で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 育児休業をしていた有期雇用教職員が、第 10 条第 1 項第 3 号に掲げる事由に該当したことにより育児休業が終了した後、同号に規定する産前の休暇又は産後の休暇に係る子が死亡し、又は養子縁組等により教職員と別居したとき。</p> <p>(2) 育児休業をしていた有期雇用教職員が、第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる事由に該当したことにより育児休業が終了した後、同号に規定する申出に係る子が死亡し、又は養子縁組等により有期雇用教職員と別居したとき。</p> <p>(3) 育児休業をしていた有期雇用教職員が、第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる事由に該当したことにより育児休業が終了した後、同号に規定する申出に係る要介護者が死亡し、又は離婚、婚姻の取消、離縁等により教職員との親族関係が消滅したとき。</p> <p>(4) 育児休業の申出の際、両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により大学に申し出た有期雇用教職員が当該申出に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該有期雇用教職員の育児休業申出に係る子の親である配偶者(以下この章及び次章において「配偶者」という。)が 3 月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したとき(この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。)</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について、再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障を生じるとき。</p> <p>3 第 1 項に定めるもののほか、有期雇用教職員は、その養育する 1 歳から 1 歳 6 ヶ月に達するまでの子について、有期雇用教職員又はその配偶者が、当該子の 1 歳到達日において育児休業をしている場合で次の各号のいずれかに該当する場合は、大学に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、その配偶者が当該子の 1 歳到達日において育児休業をしているものにあつては、次条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当しないものに限られ、当該申出をすることができる。この申出に関する事項は、第 5 条から第 8 条及び第 10 条の規定を準用し、この場合において、「3 歳」とあるのは「1 歳 6 ヶ月」と、「1 月」とあるのは「2 週間」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 当該申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が 1 歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として当該申出に係る子の養育を行っている配偶者であつて当該子が 1 歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のい</p>

	<p>れかに該当した場合</p> <p>イ 死亡したとき。</p> <p>ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。</p> <p>ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が当該申出に係る子と同居しないこととなったとき。</p> <p>ニ 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。</p>
<p>第4条</p>	<p>第四条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一(ただし、第1号及び第2号については、育児・介護休業法第6条第1項の規定による労使協定がある場合に限る。)に該当する有期雇用教職員は育児休業をすることができない。</p> <p>(1) 育児休業申出があった日の翌日から1年以内に退職することが明らかな有期雇用教職員</p> <p>(2) 育児休業により養育しようとする子を有期雇用教職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該有期雇用教職員</p> <p>(3) 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員</p> <p>(4) 育児休業により養育する子が1歳に達する日から1年を経過する日までの間に、労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである有期雇用教職員</p> <p>2 前項第2号に規定する常態として養育することができるとは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>(1) 職業に就いていないこと(育児休業その他の休業により就業していない場合及び1週間の就業日数が2日以下の場合を含む。)。</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態にないこと。</p> <p>(3) 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内又は産後8週間以内でないこと。</p> <p>(4) 育児休業申出に係る子と同居していること。</p>
<p>第8条</p>	<p>第八条 育児休業の申出をした有期雇用教職員は、育児休業開始予定日とされた日(第5条第2項、同条第3項又は第6条第2項の規定による大学の指定があった場合にあっては、当該大学の指定した日、第6条第1項の規定により育児休業開始予定日に変更された場合にあっては、当該変更後の育児休業開始予定日とされた日。第3項及び次条において同じ。)の前日までに所定の申出書を大学に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。</p> <p>2 前項により育児休業の申出を撤回した場合、当該育児休業の申出に係る子については、次の各号の一に該当する場合を除き、第3条第1項の規定にかかわらず、育児休業の申出をすることができない。</p> <p>(1) 配偶者が死亡したとき。</p> <p>(2) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。</p>

	<p>(3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったとき。</p> <p>3 育児休業の申出がなされた後、育児休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号の一に該当する場合には、当該育児休業の申出は、されなかったものとみなす。ただし、第5号については、育児・介護休業法による労使協定がある場合に限る。この場合において有期雇用教職員は、大学に対して当該事由が生じた旨を遅滞なく届出しなければならない。</p> <p>(1) 育児休業申出に係る子が死亡したとき。</p> <p>(2) 育児休業申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消があったとき。</p> <p>(3) 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした有期雇用教職員と当該子が同居しないこととなったとき。</p> <p>(4) 育児休業申出をした有期雇用教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が1歳に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったとき。</p> <p>(5) 有期雇用教職員以外の育児休業申出に係る子の親が常態として養育することができなくなったとき。</p>
<p>第10条</p>	<p>第10条 育児休業期間は、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第8条第3項第5号に掲げる事情が生じた場合にあってはその日から2週間以内であって大学の指定した日、第3号及び第5号に掲げる事情が生じた場合にあってはその前日)に終了する。</p> <p>(1) 第8条第3項各号に掲げる事由が生じたとき。</p> <p>(2) 育児休業申出に係る子が1歳に達したとき。</p> <p>(3) 育児休業をしている有期雇用教職員について産前の休暇又は産後の休暇が開始されたとき。</p> <p>(4) 育児休業をしている有期雇用教職員について当該育児休業に係る子以外の子について育児休業が開始されたとき。</p> <p>(5) 育児休業をしている有期雇用教職員について新たに第31条の規定による介護休業が開始されたとき。</p> <p>2 育児休業をしている有期雇用教職員は、第8条第3項各号に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なくその旨を大学に届出しなければならない。</p> <p>3 第5条第4項の規定は、前項の届出について準用する。</p>
<p>第16条</p>	<p>第16条 次の各号の一(労使協定がある場合に限る。)に該当する有期雇用教職員は育児部分休業及び育児早退休業をすることができない。</p> <p>(1) 育児部分休業及び育児早退休業により養育しようとする子について、配偶者が育児・介護休業法その他の法律により育児休業をしている有期雇用教職員</p> <p>(2) 前号に掲げる有期雇用教職員のほか、育児部分休業及び育児早退休業をしようとする時間において、育児部分休業及び育児早退休業により養育しようとする子を有期雇用教職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該有期雇用教職員</p> <p>(3) 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員</p>

第17条	<p>第17条 育児部分休業は、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(以下「有期雇用教職員就業規則」という。)第44条に規定する正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間(有期雇用教職員就業規則第54条第2項第3号に規定する保育時間を承認されている有期雇用教職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間)を超えない範囲内で、有期雇用教職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 育児早退休業は、有期雇用教職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、17時から15分を単位として行うものとする。</p>
第19条	<p>第19条 育児部分休業及び育児早退休業により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、有期雇用教職員就業規則第34条に規定する額を日給から減じて支給する。</p>
第22条	<p>第22条 前条の請求は、有期雇用教職員以外の当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合は、これを行うことができない。</p> <p>(1) 職業に就いていない者(育児休業その他の休業により就業していない者及び1週間の所定勤務日数が2日以下の者を含む。)であること。</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>(3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないこと。</p> <p>(4) 請求に係る子と同居している者であること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、前条の請求は、大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員は行うことができない。</p>
第27条	<p>第27条 前条の請求は、次の各号の一に該当する有期雇用教職員は、これを行うことができない。</p> <p>(1) 当該請求に係る深夜において、常態として当該子を保育することができる当該子の16歳以上の同居の家族(育児・介護休業法第2条第5号の家族をいう。以下同じ。)であって、次の各号のいずれにも該当する者がいる場合の当該有期雇用教職員</p> <p>イ 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。</p> <p>ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>ハ 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないこと。</p> <p>(2) 正規の勤務時間の全部が深夜にある有期雇用教職員</p> <p>(3) 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員</p>

第31条	<p>第31条 有期雇用教職員は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護するために、大学に申し出ることにより、介護休業をすることができる。ただし、次の各号の一に該当する有期雇用教職員は、これを行うことができない。</p> <p>(1) 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員</p> <p>(2) 介護休業申出があった日の翌日から93日以内に退職することが明らかな有期雇用教職員</p> <p>(3) 介護休業申出があった日から起算して93日を経過する日から1年を経過する日までの間に、契約期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである有期雇用教職員</p> <p>2 前項の要介護者の対象者は、次の各号の一に該当する者をいう。</p> <p>(1) 同居・別居を問わない</p> <p>イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)</p> <p>ロ 父母</p> <p>ハ 子</p> <p>ニ 配偶者の父母</p> <p>(2) 同居を条件とする</p> <p>イ 祖父母、又は</p> <p>ロ 孫</p> <p>ハ 兄弟姉妹</p> <p>ニ 父母の配偶者</p> <p>ホ 配偶者の父母の配偶者</p> <p>ヘ 子の配偶者</p> <p>ト 配偶者の子</p>
第35条	<p>第35条 介護休業を申し出た有期雇用教職員が、介護休業をすることができる期間(以下「介護休業期間」という。)は、要介護者1人につき、93日から当該申出に係る要介護者についての次に掲げる日数を合算した日数を差し引いた日数の期間を限度とする。ただし、要介護者の各々が一の継続する状態ごとに1回とする。</p> <p>(1) 介護休業をした日数</p> <p>(2) 育児・介護規程第40条に規定する介護部分休業をした日数</p> <p>2 前項ただし書の規定は、締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日とする介護休業をしている有期雇用教職員が、当該介護休業に係る要介護者について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。</p>
第38条	<p>第38条 介護休業により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、有期雇用教職員就業規則第34条に規定する額を日給から減じて支給する。</p>

第40条	<p>第40条 有期雇用教職員は、要介護者を介護するために、大学に申し出ることにより、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「介護部分休業」という。)ができる。ただし、次の各号の一(労使協定がある場合に限る。)に該当する教職員は、これを行うことができない。</p> <p>(1) 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員</p> <p>(2) 介護部分休業申出があった日の翌日から93日以内に退職することが明らかな有期雇用教職員</p>
第41条	<p>第41条 介護部分休業ができる期間は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 介護休業も取得する場合 介護休業と併せて要介護者1人につき、通算93日の期間。ただし、要介護者の各々が一の継続する状態ごとに1回とする。</p> <p>(2) 介護部分休業だけの場合 要介護者1人につき、通算93日の期間。ただし、要介護者の各々が一の継続する状態ごとに1回とする。</p> <p>2 介護部分休業は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内で、必要とされる時間について1時間を単位として行うものとする。</p>
第44条	<p>第44条 有期雇用教職員は、要介護者を介護するために、大学に請求することにより、制限時間を超えて時間外勤務を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員は時間外勤務の制限を請求することができない。</p>
第49条	<p>第49条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する有期雇用教職員は、請求することができない。</p> <p>(1) 当該請求に係る深夜において、常態として当該要介護者を介護することができる当該要介護者の16歳以上の同居の家族であって、次の各号のいずれにも該当する者がいる場合の当該有期雇用教職員</p> <p>イ 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。</p> <p>ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、請求に係る要介護者を介護することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>ハ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないこと。</p> <p>(2) 正規の勤務時間の全部が深夜にある有期雇用教職員</p> <p>(3) 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員</p>

(平18達22改)